

「横浜市内保育所等の情報紹介サイト作成・運用業務委託」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市内保育所等の情報紹介サイト作成・運用業務委託」について、横浜市こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・内容等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 横浜市内保育所等の情報紹介サイト作成・運用業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 情報サイトの構成・運用
- (2) 業務目的・内容の理解
- (3) 法人の業務実績（過去3年間）
- (4) 業務実施体制
- (5) ワークライフバランス・障害者雇用及び健康経営に関する取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報サイトの構成・運用
 - (2) 求職者向けサイトの広報手法
 - (3) オンライン就職相談会の運用
 - (4) 業務目的・内容の理解
 - (5) 実施体制
 - (6) ワークライフバランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に当該業務にもっとも適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価項目、評価の着眼点及びその比率並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

- | | |
|------|------------------|
| 委員長 | こども青少年局企画調整課長 |
| 副委員長 | こども青少年局保育・教育部長 |
| 委員 | こども青少年局保育・教育支援課長 |
| | こども青少年局保育・教育運営課長 |
| | こども青少年局保育対策課担当課長 |

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 欠席した委員の評価は集計には含めないこととする。

6 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、評価委員の協議によって順位を決定する。

7 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

8 評価委員会は非公開とする。

(特定の効力)

第6条 横浜市委託に関するプロポーザル実施要綱第17条により受託候補者として特定された法人（以下、「特定者」という。）の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して3か年度とする。

2 こども青少年局長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、本市との連携及び協力の姿勢がないとき。
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき。
- (3) その他受託者として適当でないとこども青少年局長が認めるとき。

附 則

この要領は令和5年1月13日から施行する。